市総務局長以下、市職執行委員長以下との本交渉

令和6年9月25日(水曜日)大阪市職員労働組合(市職)との交渉の議事録

(組合)

それでは、2024年度年末手当の支給について、次のとおり申し入れる。

申し入れ書

2024年度年末手当について、次のとおり支給されるよう申し入れる。支給額、基準月収の2.5か月、支給日2024年12月10日火曜日。なお、支給方法の改善を図ること。本日、申し入れに際し、一言申し上げる。国においては、8月8日、「国家公務員の給与等に関する報告・勧告」が行われた。内容は、月例給は民間給与との較差が11,183円(2.76%)であったことから、初任給及び若年層に重点を置き、引上げ改定するとしたうえで、一時金については0.1月分引き上げ、年間で4.60月とし、3年連続の引上げとなった。また、大阪市では、人事委員会勧告が行われていないものの、既に勧告が行われた他の政令市においても、ほぼ国と同様の内容で勧告がされている。この間、組合員の賃金は給与制度改革などによって低く抑制されており、生活水準にも大きな影響を与えてきた。そうしたことからも、一時金は組合員の生活に直結する重要な課題であるとともに、長期化する物価高騰等の影響から一時金に対する組合員の期待は非常に強く、かつ切実なものとなっている。さらに、大阪市における一時金の支給率・額が、中小をはじめとする民間企業にも大きく影響している実態を市側として十分に理解し、私たちの要求に応えるよう強く求めておく。なお、この問題は従来どおり、市労連交渉によって解決を図りたいので、回答は市労連にされるよう求めておく。

(市)

ただいま、委員長から本年度の年末手当に関する申し入れを受けたところであるが、私 どもも年末手当は職員の生活だけではなく、執務意欲向上のためにも重要な課題であると 認識している。ただいまの要求については今後、慎重に検討してまいり、ご提案のとおり、 市労連との交渉としたいと考えているのでよろしくお願いする。

(組合)

ただいま、総務局長より年末手当の申し入れに対する考え方が述べられたが、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、市民のために日々、現場で努力している組合員の期待に応えるよう改めて求めておく。勤務労働条件については、市労連における交渉・協議を基本とするが、使用者としてこうした状況を踏まえるとともに、私たちの思いを十分受け止め、

誠意を持って対処されるよう強く要請し、本日の交渉を終えることとする。